



平成21年5月
発行 春日部市
総合政策部政策課

創刊号

お問い合わせは、
こちらまで。
◇郵便 〒344-8577
春日部市中央6-2
◇電話 048-736-1111
(内線2115)
◇FAX 048-734-2593

春日部市基本条例かわら版

まちづくりの主役は市民！

自分たちのまちは自分たちでつくる
市民と行政の連携のルールづくり

地方分権の進展

社会環境の変化

市民の満足度と地域力を高めるには？
市民と行政の「協働」「連携」による
地域課題の解決



市民、議会、行政がともにまちづくりを進める
ための考え方やルール
自治基本条例

◆なぜ自治基本条例が必要なの？

自分たちのまちを自分たちでつくるために

現在、全国の自治体で自治基本条例の制定に向けた検討が進められている、大きな二つの背景があります。その一つは地方分権の進展です。平成12年1月に地方分権一括法が施行され、国と地方自治体の関係が「対等・協力」の関係となり、地方自治体には地域の実情やニーズに合った個性的な行政運営を展開することが求められています。多様化する市民ニーズやライフスタイルの変化、地域コミュニティの希薄化、少子高齢化、人口減少社会の到来などにより、今までどおりの市民と行政の係わりだけでは、十分に対応できなくなっていました。これらの方だけではなく、市民と行政の協働によるまちづくりを高めていくためには、市民が自らの役割を自らの考え方やルールなどを明確にし、実効性を確保することが必要になっています。

自治基本条例とは、自治の基本理念や市政運営の基本原則、市民の権利・責務などを定め、地方自治の基本的なあり方や枠組みを規定することから、自治体の最高規範とされるものです。春日部市の場合も、他の条例、規則、計画などの市政運営に関するあらゆる施策は、この条例の理念に基づき実施されることになります。

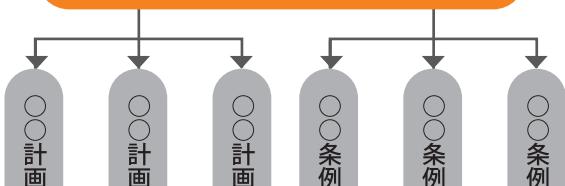
いわば

自治体の最高規範

『自治体の最高規範』
春日部市
自治基本条例づくり
が始まっています

◆自治基本条例とは？

自治基本条例



市政の進め方に関する基本条例や分野ごとの事業に関する個別条例、分野別の計画・事業等は、自治基本条例に基づいて進められます。

提言書づくり
市民ワークショップ（公募）による
提言づくり

今はここ！

条例骨子案
づくり
自治基本条例策定
審議会による審議

条例案づくり
市民意見提出手続（パブリックコメント）、シンポジウム、地区説明会など

条例案

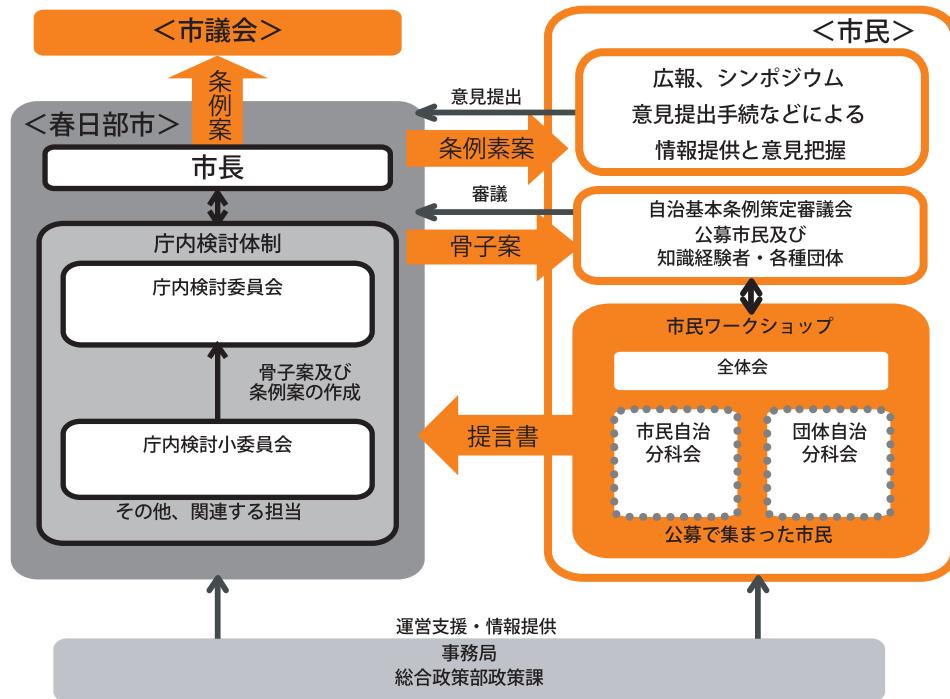
議会審議

制定・施行

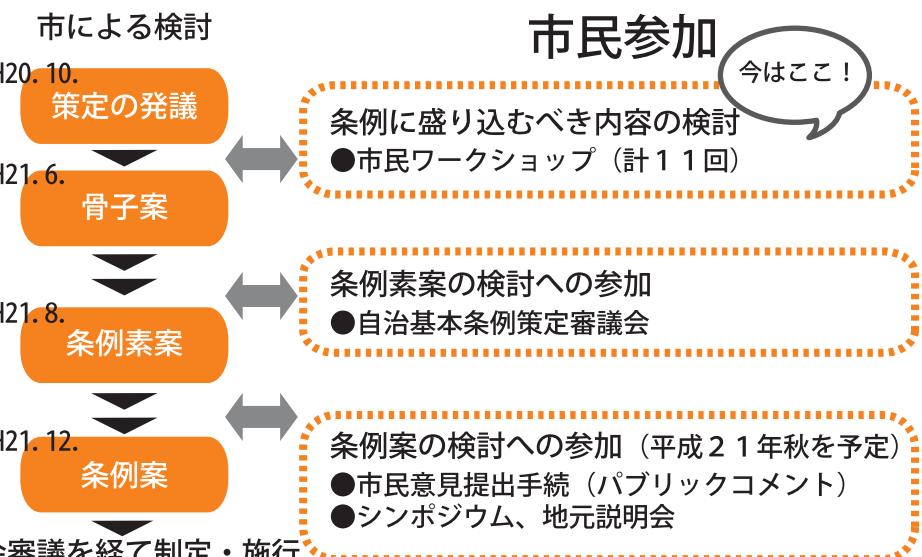
◆どうやって条例をつくるの?

市民と行政のキヤッヂボールで進めます

まずは、公募の市民による「自治基本条例市民ワークショップ」にて、春日部市のまちづくりの理念や条例に盛り込むべき内容を検討します。市民ワークショップに意見を受けて、市が「骨子案」を作成し、「自治条例」を定めます。ここで、「骨子案」を作成し、「自治条例」として議会に提案し、審議を受け、制定されます。



平成20年10月から、自治基本条例市民ワークショップが始まりました。市からの呼びかけに応募した19名の市民が集まり、日曜日の午後に検討を進めています。「春日部らしさって?」「どんなところを改善したい?」「自治基本条例によってまちがどう変わるといいだろう」といった話し合いから始まりました。第3回ワークショップからは、市民の権利・責務やコムニティについて検討する「市民自治分科会」と議会に盛り込みたい内容を出し合いました。



これまでの取組み

シンポジウム

- 平成20年11月2日 シンポジウム「市民参加の推進と自治基本条例」教育センターにて

市民ワークショップ

- 第1回 平成20年10月26日
- 第2回 11月16日
- 第3回 12月7日
- 第4回 平成21年1月18日
- 第5回 2月1日
- 第6回 2月15日
- 第7回 3月1日
- 第8回 3月15日
- 第9回 4月5日
- 第10回 4月19日

審議会

- 第1回 平成20年12月17日
- 第2回 平成21年2月3日

お問い合わせは、春日部市総合政策部政策課まで。

◇郵便 〒344-8577 春日部市中央6-2 ◇電話 048-736-1111 (内線2115) ◇FAX 048-734-2593

